

(記載例)

役員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名	特定非営利活動法人 ○×▲会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		人	人	人	10 人	9 人	9 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	2 人	2 人	2 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	0 人	0 人	0 人

「役員数」は、実績判定期間に係る各事業年度末及び申請時における役員数を記載すること。※ 初回申請の場合は、実績判定期間に係る事業年度が2事業年度となるので、㉔及び㉕欄に記載すること。

役 員 の 内 訳				就 任 等 の 状 況						
氏 名	住 所	職 名	続柄等	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時	就 任 ・ 退 任 年 月 日
山形 一郎	山形市松波二丁目8番1号	理事長					○	○	○	就任 H20.4.1
村山 太郎	山形市鉄砲町二丁目19番68号	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
最上 次郎	新庄市金沢字大道上2034	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
置賜 春子	米沢市金池七丁目1番50号	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
庄内 一郎	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
月山 三郎	東田川郡庄内町△△字○○	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
蔵王 夏子	山形市蔵王温泉川原○○	理事					○	○	○	就任 H20.4.1
紅花 四郎	西村山郡河北町谷地○○	理事					○			退任 H22.6.30
最上川五郎	最上郡戸沢村古口○○	監事					○	○	○	就任 H20.4.1
鳥海 秋子	山形市松波二丁目8番1号	監事	理事長の妻				○	○	○	就任 H20.4.1
以下余白										

- 全役員の親族関係を確認すること。
- 最も人数が多い「親族グループ」・「特定法人等グループ」で判定する。仮に複数の「親族グループ」等が存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はない。
- 「役員の内訳」については、㉑から㉕の各事業年度及び申請時までの間に役員として在籍した全ての者について記載する。なお、上記期間において役員の就任、退任の事実がある場合には、総会議事録、年間役員名簿、登記事項証明書等により「就任・退任年月日」を記載すること。
  - ※ 監事も役員に含まれる。
  - ※ 初回申請の場合は、実績判定期間に係る事業年度が2事業年度となるので、㉔及び㉕欄に記載すること。
- 「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のどのグループに属している役員が分かるように記載すること。

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係  
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係